

※この文書は臨床調査個人票を記載してもらう際に

医療機関（主治医や担当者）にご提示ください。

各医療機関の長 様

札幌市保健福祉局医務監
矢野 公一
(札幌市保健所長事務取扱)

**特定医療費(指定難病) 受給者証の交付手続における
臨床調査個人票の作成について (ご依頼)**

謹啓、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、本市の保健福祉行政の推進にあたりましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記受給者証は、有効期限が令和元年（平成31年）9月30日までとなっており、更新申請の際には、難病指定医または協力難病指定医（更新申請に係る書類のみ作成が可能）が作成する「臨床調査個人票」の提出が必要となっております。

今年度の更新申請の受付期間は、令和元年（平成31年）7月1日から9月30日まで（郵送の場合は9月30日の消印有効）となっておりますので、本書をお持ちの患者様が受診された際には、「臨床調査個人票」の作成にご協力くださいますようお願い申し上げます。

臨床調査個人票の作成や様式に関する留意事項等を下記にまとめましたので、ご不明な点等ありましたら、裏面最後部の問い合わせ先（札幌市保健所）までご連絡ください。

臨床調査個人票の作成に関する留意事項等

- 臨床調査個人票は、適切な医学管理下で治療が行われている状態で、過去6か月間のうち最も悪い状態を記載することとされておりますので、あらためてご留意願います。
- 臨床調査個人票の内容が、重症度分類を満たさない場合でも、当該疾病に係る総医療費が33,330円を超える月が、申請月を含む過去12か月間に3回以上ある方は、認定の対象になります（軽症高額該当）。
- 臨床調査個人票に疑義が生じた場合、札幌市より疑義照会を行わせていただきます（審査上必要な照会事項につきましては、文書料の追加徴収は行えませんのでご留意願います。）。
- 更新申請対象者の申請が10月1日以降となった場合は、新規申請の取扱いとなり、認定時の有効期間始期は、申請受付日からとなります。また、臨床調査個人票も、新規患者用として作成したものが必要となります（疾病により、添付する画像資料等も併せて必要です）。
- 臨床調査個人票の有効期間は、作成日から3か月間としております。申請日が、作成日から3か月を超えている場合は、審査の対象外となる可能性があります。
- 昨年度は、下表のような記載漏れ・記載誤りが一部発生しておりましたのでご留意願います。

臨床調査個人票のよくある記載誤り等

年月日の誤記載・記載漏れ	・重症度分類の評価年月日や検査実施日が前回と同日となっている等、年月日の誤記載や記載漏れが、一部にありました。
重症度分類などの記載漏れ	・重症度分類や、その根拠となる検査結果等の記載漏れや記載拒否が、一部にありました。
作成者の署名・押印漏れ	・最終頁には、作成した <u>指定医</u> の署名又は押印が必要です。

臨床調査個人票の様式に関する注意事項等

- 臨床調査個人票の様式につきましては、以下の厚生労働省のHPから最新版を出力いただくか、下記の保健所担当係までFAXでご請求願います（ご請求の際は疾病名を明記願います）。

厚生労働省HP <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084783.html>

※ 患者様ご本人に様式の取り寄せ指示はなさらず、各医療機関にてご用意願います。

- 下表の疾病については、平成 30 年 4 月より臨床調査個人票の様式が変わっており、**旧様式は使用できないこととされております**のでご注意願います。

※旧様式で提出があった場合は、再作成をお願いいたしますのでご留意願います。

◆旧様式は使用できない疾病（患者数の多い疾病を網掛けにしています。）

6	パーキンソン病	107	全身型若年性特発性関節炎
24	亜急性硬化性全脳炎	177	有馬症候群
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	230	肺胞低換気症候群
40	高安動脈炎	288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
49	全身性エリテマトーデス	325	遺伝性自己炎症疾患
59	拘束型心筋症	329	無虹彩症
97	潰瘍性大腸炎	330	先天性気管狭窄症

◆旧様式の見分け方

上表の疾病の臨床調査個人票は、表紙右下の番号で以下のように見分けることができます。

- ・“1703”で始まる数値 → 旧様式
- ・“1803”で始まる数値 → 新様式

<パーキンソン病の旧様式の場合>

1703-0006-000-01 ■

※上表の疾病以外は、“1703”で始まるものが最新様式です。

申請窓口

申請先は、お住まいの区の保健センター（健康・子ども課）です。

※ 札幌市保健所（中央区大通西 19 丁目）とお間違いにならないようご注意ください。

中央区 健康・子ども課	〒060-0063	中央区南 3 条西 1 1 丁目	TEL 5 1 1 - 7 2 2 2
北 区 健康・子ども課	〒001-0025	北区北 2 5 条西 6 丁目	TEL 7 5 7 - 1 1 8 5
東 区 健康・子ども課	〒065-0010	東区北 1 0 条東 7 丁目	TEL 7 1 1 - 3 2 1 1
白石区 健康・子ども課	〒003-8612	白石区南郷通 1 丁目南 8	TEL 8 6 2 - 1 8 8 1
厚別区 健康・子ども課	〒004-8612	厚別区厚別中央 1 条 5 丁目	TEL 8 9 5 - 1 8 8 1
豊平区 健康・子ども課	〒062-8612	豊平区平岸 6 条 1 0 丁目	TEL 8 2 2 - 2 4 6 9
清田区 健康・子ども課	〒004-8613	清田区平岡 1 条 1 丁目	TEL 8 8 9 - 2 0 4 7
南 区 健康・子ども課	〒005-0014	南区真駒内幸町 1 丁目	TEL 5 8 1 - 5 2 1 1
西 区 健康・子ども課	〒063-0812	西区琴似 2 条 7 丁目	TEL 6 2 1 - 4 2 4 1
手稲区 健康・子ども課	〒006-8612	手稲区前田 1 条 1 1 丁目	TEL 6 8 1 - 1 2 1 1

臨床調査個人票に関する問い合わせ先（FAX請求先）

札幌市保健福祉局 保健所 健康企画課 難病医療係

電話 011-622-5153

FAX 011-622-7223

住所 札幌市中央区大通西 1 9 丁目（WEST 1 9）